

北海道告示第 11418 号
令和6年度北海道告示第10561号の一部を次のように改正し、令和6年10月1日から適用する。

令和6年 9月26日

12を次のとおり改める。

北海道知事 鈴木 直道

(総合政策部所管分)

補助金等を交付する事務 又は事業の名称及び その目的又は趣旨	補 助 対 象 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率 等	交付申請書に添 付すべき関係書 類	実績報告書に添 付すべき関係書 類	交付申請書の提出部 数、提出期限及び堤 出先	補助金等の交付 に関する権限の 委任	摘 要
12 北海道離島航路旅客定 期航路事業 離島地域の振興並びに離 島住民の民生の安定及び向 上に資するため、予算の範 囲内で補助する。	離島航路旅客定期 航路事業を営む者					提出部数 1部 提出期限 別に指示 する日 提 出 先 総合政策 部交通政 策局交通 企画課		
(1) 離島航路事業		航路損益計算書により算出さ れた純損失額	2分の1以内	総政第14号様式 総政第39号様式 総政第41号様式 総政第42号様式 別に指示する様 式				実績報 告は要 しない 。
(2) 運賃割引事業		離島航路旅客定期航路事業を 行う場合における次の経費 (1) 離島住民の旅客運賃割引額 (各航路区間ごとの昭和55年1 月1日現在の1キロ当たりの認 可運賃(2等旅客運賃)から13 円50銭を差し引いた額に当該航 路区間のキロ数を乗じて得た額 (その額が現行の運賃の5分の 1に相当する額を下回るものに ついては、当該運賃の5分の1 に相当する額。10円未満の端数	補助対象経費欄 の(1)及び(2)に 掲げる経費 2分の1以内 補助対象経費欄 の(3)に掲げる 経費 10分の10以内	総政第14号様式 総政第39号様式 総政第40号様式 別に指示する様 式	総政第40号様式			

			が生じたときは、四捨五入する。 。)に当該航路区間ごとの割引に係る利用人員を乗じて得た額の合計額) (2) 離島在住の妊産婦運賃割引額 (妊産婦が検診又は出産のために離島航路の1等和室若しくは1等自由席 (1等和室及び1等自由席がない場合は2等自由席) 又は急行料金を徴する船舶を利用する場合において、認可運賃 (急行料金を含む。) の3分の2に相当する額 (10円未満の端数が生じたときは、四捨五入する。) に当該航路区間ごとの割引に係る利用人員を乗じて得た額の合計額) (3) 離島住民に係る燃料油価格変動調整金割引額 (北海道離島航路旅客定期航路事業補助金交付要綱 (令和4年10月25日付け交通第410号) 別表に定める経費) とする。					
--	--	--	--	--	--	--	--	--